控訴人の本件控訴はこれを棄却する。

原判決中「原告等のその余の請求を棄却する」との部分を次のよ

控訴人はさらに被控訴人Aに対し金十五万円、同Bに対し金-万円、同C、同D、同E、同Fに対し各金五千円、同G、同H、同Iに対し各金三 万円及び右各金員に対する昭和二十五年三月十九日から支払ずみにいたるまで年五 分の金員を支払うべし

被控訴人らのその余の請求を棄却する。

控訴審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

控訴代理人は原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す、被控訴人らの請求を棄却す る、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とするとの判決、附帯控訴棄却の 判決を求め、被控訴人ら代理人は控訴棄却の判決、附帯控訴につき原判決中「原告 らのその余の部分の請求を棄却する」との部分を取り消す、控訴人はさらに被控訴 人Aに対して金三十五万円、被控訴人Bに対し金十二万三千三百三十三円、被控訴 人C、同D、同E、同Fに各金六万一千六百六十六円五十銭、被控訴人G、同H、同Iに対して各金二十二万円及び右各金員に対する昭和二十五年三月十九日から支 払ずみまで年五分の金員を支払うべし、訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担と するとの判決並びに仮執行の宣言を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出援用認否は後記のとおり附加するほか、 すべて原判決の事実らんに記載されたとおりであるからここにこれを引用する。 控訴代理人は事実上及び法律上の主張として次のとおり述べた。

訴外Jの本件加害行為は自治体警察の公権力の行使として職務上行われた ものではない。

- J巡査は非番の時間を利用して本件加害行為をしたものであることは従 前主張のとおりであるところ、非番とは職務に従事しないで休息を許容された時間 番中は特別に勤務の命令があるか又は勤務のための召集等がない限り職務執行はで 、同時に使用者たる官庁も非番中の巡査個人の行動については職務上の指揮監 督をし得ないのであるから、本件J巡査の加害行為についてはなんらの職務執行権 限のない一般私人の行為と同じであつて、国家賠償法第一条の職務執行には当らな いというべきである。
- J巡査の加害行為は職務管轄区域外でなされたものであることは従前主 張のとおりであるが、J巡査がKを死に致した共同便所附近が東京都と川崎市との 境界線から五百米以内の地点であつても、J巡査は国電川崎駅前巡出所においてK から金品を取り上げその犯罪目的を達成していたものであつて、本件事故の当時は Kを連行中ではなくKが警戒心を起してJ巡査を監視していたのが事実であるか ら、外観的に職務執行と見られる行為は右五百米以内の地点ではないのである。
- さらにJ巡査は当初から職務執行の意思なく、名を不審尋問にかり他人 (3) の金品を不法に領得する目的で本件加害行為をしたものであるから職務執行行為で ないとするのが控訴人の抗弁の主眼とするところである。これについて、違法な行政の作用の結果発生した損害について、機関たる公務員個人のほかに国又は公共団 体に対して損害賠償を求め得るかどうかにつき考えるに、機関が機関であるのは固よりその権限の範囲内のみであつて、権限の範囲外においてはもはや一個人にすぎ ず、その行為はその者の個人としての行為であつて国又は公共団体の行為ではないから、国又は公共団体がそれについて賠償責任を負うべき理由はないといわなけれ ばならぬ。すなわち国又は公共団体といえども自己の行為にあらざるものに責任を 負わねばならぬ理由は存しないからである。

 旧憲法下において公権力の行使につき 国又は公共団体に賠償責任を認めた法律がないとして否定されたのはかかる理由にもとずくものと思われる。もつとも国又は公共団体がその機関に対しある権限を授ける以上は、公務員が右権限を行使しようとするに際し権限行使の方法その他の判断において、それが間違つて行使され、ために国民が違法に損害をこうむる可能性も考えられないのであるから、かく考えると国又は公共団体が機関に与えた権限が 正しく行使された場合にのみそれを自己の行為とし、間違つて行使された場合には 否定するということは、被害者保護に欠けるものといわざるを得ない。すなわち権 限が正しく行使されることも然らざる場合もともに機関にその権限を授けることの 中に含まれた二つの方面とすれば、国又は公共団体としてはそのいずれの場合に対

してもその結果につき責を負うべきであるというが憲法第十七条にもとずく国家賠 償法の根本趣旨であると考えられる。そうだとすれば同法第一条の「その職務を行 うについて」とは、公務員が少くとも主観的に権限行使の意思を有し職務執行をし たにもかかわらず当該職務行為を間違つて行つた場合の意味であつて、従つて公務 員がその職務を間違つたのではなく当初から職務執行の意思なく外観上職務行為を 仮装し、その職務に関係して他人に損害を及ぼし、又はその職務に関係なくなした 行為等は同条の職務執行行為とは解せられないことは明白である。本件」巡査の場 合においても同人が主観的に職務行為としてなしたものでないことは明らかなのであるから、仮りに相手方たるKておいて外観上職務行為と信じ又は信ずるにつき過 失がなかつたとしても、J巡査の行為は自治体警察の行為とはなり得ないのであつて控訴人に対する賠償責任は否定されるべきものであることは疑がない。最高裁判 所第三小法廷は昭和二十四年(オ)第二六八号損害賠償請求事件につき昭和二十五 年四月十一日言渡した判決において「又もし仮りに警察官が公権力の行使に名をか り職権を濫用して本件家屋を破壞したものであるとすればこれら警察官が民法上の 不法行為の責任を負うことはあるかも知れないが、その場合右の行為はもはや国の 行為とは見ることができないのであつて、尚更国が賠償責任を負う理由はないので ある」と判示し、全く同様の見解を採用していることが知られるのである。

これを要するに被害者に対しては同情にたえないところではあるが、 査の行為が金品領得を目的とした犯罪行為である以上、控訴人に対する請求は失当 である。

被控訴人ら代理人は事実上及び法律上の主張として次のとおり述べた。 一、 控訴人は国家賠償法第一条に「職務を行うについて」とは公務員が少くと も主観的に権限行使の意思を有した職務執行をなしたにもかかわらず当該職務執行 行為を間違つて行つた場合の意味であつて、公務員が当初から職務執行の意思なく 外観上職務執行を仮装し、その職務に関係して他人に損害を及ぼす場合は右の職務 を行うについての行為と解することはできないと主張するけれども、同法第一条を 誤解したものである。すなわち同法第一条の「職務を行うについて」は民法第四十四条の「職務ヲ行フニ付キ」及び民法第七百十五条れた場の「事業ノ執行ニ付キ」と同趣旨で職務を行うためにより広く、自己の利益を図る目的でなさ合も含むものでなる。 であると解すべきである。大審院は大正十五年十月十三日民刑聯合部判決以来今日まで「行為の外形上使用者の事業に属するものはたとえ被用者が自己の利益を図る 目的で為された場合でも事業の執行について為されたものと解する」と判示してい るのである(大正十五年十月十三日民刑聯合部判決民集七八五頁、昭和十九年六月 十七日民集四七三頁)

J巡査は警察官の制服制帽を着し、昭和二十三年三月三十一日午前十時頃省線川崎駅ホームにおいて、被害者Kを呼び止め、ちよつと事件があるここではまずいからと同駅長事務室に連行し警察手帳を示した上Kの住所氏名を右手帳に記入しその 所持した鞄、弁当箱、薬びん、手拭、ハンカチ、現金約一万円を包んだ包、銀行通帳、その他雑品等を机の上にならべさせ、かつその品物の一つ一つにつき説明を求 さらに同駅前の交番にKを連行し同交番の警察官に「モサらしいからちよつと 場所を拝借したい」と話しその休憩所において前記の品々を再度畳の上に出させそ の出所等を追求したのである。またJ巡査はKを川崎市警察署、国家警察署に連行 し、その途中便所において拳銃をもつてKを射殺したものである。以上のようにJ巡査のとつた行為は警察官としてとるべき通常の取調べ方法であつて、これに対して川崎駅長事務室に居あわせた助役、駅員及び川崎駅前交番詰の警察官らはいずれて川崎駅長事務室に居あわせた助役、駅員及び川崎駅前交番詰の警察官らはいずれ も正当なる警察官の職務執行と信じたのである。いわんや被害者KがJ巡査の行為 を正当なる警察官としての職務執行と見たことは当然である。これを要するにJ巡 害は控訴人において当然その賠償の責に任ずべきである。

二、 控訴人は最高裁判所昭和二十四年 (オ) 第二六八号事件の判決を援用する けれども、同判決は国家賠償法施行前の事案に対するものであるから国家賠償法に よる本件損害賠償請求になんら関係なく、本件解決の姿料とする価値なきものであ る。

控訴人はJ巡査が非番の時間中に本件行為をなしたものであるから職務執 行にあたらないと主張するけれども、公務員の職務権限はその職務上の地位に附着 するものであるから、退職停職等によりその地位を失わない限りこれを保有するも のである。

控訴人はJ巡査の行為は東京都自治体警察の管轄区域の境界外五百米以内

の区域より更に外である川崎駅附近で行われたものだから土地管轄外のことであると主張するが、警察法第五十七条の境界外五百米以内の地域というのは同法第五十八条第一項によつてその管轄区域内(第五十七条の地域を含む)に行われた犯罪又はその管轄区域内に始まり若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらと関連する犯罪についてはその管轄区域外にも職権を及ぼし得るものである。本件の場合正にその管轄内に及んだものであるからJ巡査はその管轄内においてその職権を行つたものである。

五、原判決は慰籍料として被控訴人Aの請求する金四十五万円中金十万円、同Bの請求する十三万三千三百三十三円中金一万円、同C、同D、同E、同Fの請求する各金六万六千六百六十六円五十銭中各金五千円、及び同G、同H、同Iの請求する各金二十五万円中各金三万円の限度においてのみ被控訴人らの請求を相当として認容しその余を棄却したが、右認定額は被控訴人らの地位収入生活程度精神物質両面に受けた苦痛の程度等にくらべて低きに失するから、さらに附帯控訴の趣旨記載のような金員の支払を求める。

理

被控訴人らは右J巡査の右所為は公共団体である控訴人東京都の公権力の行使に 当る公務員がその職務を行うについて故意によつて違法に他人に損害を加えた場合 に該当するものであるから、国家賠償法により控訴人はこれが賠償をなすべき責任 があると主張する。

右事実のみによれば、J巡査の行為は自治体警察の公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて故意に違法行為を行つたものと解して差支えないもののように見える。

しかるに、J巡査は当時大森警察署海岸通り派出所に勤務し、同所の勤務割は午 後五時から翌朝午前九時まで勤務したとき(第二当番)はこれを終えて自宅に帰り 休息する定となつていて、前記事件当日同巡査は第二当番を終つて休息すべき日す なわちいわゆる非番の日にあたつていたこと、同巡査の前記所為の現場は、 ち前記発砲強奪のされた前記共同便所附近だけは、東京都と川崎市との境界線から 五百米以内の地点にあり、したがつて控訴人の自治体警察の職務を行い得べき地域 であるけれども、その余は東京都の管轄区域外であること、さらに、右」巡査は当時持病の中風になやむ実母から医療費生活費の仕送りを求められていたがさきに同僚に代つて受取つた給料の使いこみの返済もできず、自分の生活にも困つておつ とうてい実母への仕送りができない状況であつたので、拳銃を入手して悪事を 働きその場の苦境を切り抜けようと考え、昭和二十八年二月十八日ごろ大森警察署 池上派出所勤務の上巡査保管の本件拳銃及び実包五発を窃取した後、通行人に対し て不審尋問を行いその所持品を証拠品名義で取得することを思い立つて前記三月三 十一日前記のとおり川崎市に出かけ、たまたま右K(当時七十三才)が買物の際多額の札束を所持しているのを知りその後を追つて前記のとおり不審尋問、所持品検 査の上前記金品を預りこれを持逃げしようと機会をうかがつたがKが警戒心を起す にいたつて容易に目的を遂げ得ず、共同便所で用便中のすきをうかがい逃走しよう としたところ、同人から「どろぼう」と大声で連呼せられたため、この上は同人を 殺害して前記の金品を強奪するほかはないと考え、所携の拳銃により同人を殺害し て金品領得の目的を遂げたものであるという、かような事情の存することが、原判 決の理由に説明するとおりに認められるのである。

思うに一般に国又は公共団体の公権力の行使は常にその相手方たる国民の利害に関係するものであるから、それは必ず法令の根拠にもとずき、法令の定める手続に従つて正当になされなければならないことは法治国における原則である。公権力の行使は適法に行われることのみが許されるのである。従つてまた国又は公共団体がその所属の公務員に公権力行使の権限を委ねるのは、適法に行うことのみを委ねるものというべきである。

しかるに現実にはしばしば公権力の行使が違法に行われ、権限をもつ公務員が違法にその職務の執行をすることは、事実として否定し得ないのである。しかもような公務員の所為は適去な公権力の行使でないとの理由のもとに、これに関しては公共団体に責任なしとするならば、これによつて損害を受けた者の保護は大いに欠けるものといわなければならない。公務員が個人として責任を負うべきものとするも、公務員はその地位において強大な権限を有するに比しては、私人として助力資力において微力であることが通例であるから、実質的に賠償を得ることは、のぞみなきに近いのである。この故に憲法第十七条は国民の基本的人権の一としてのような被害者の救済を保障し、これにもとずき国家賠償法は定められたのである。

そこで同法第一条第一項をみるに「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員 その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたと きは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。 違法というは、とりもなおさず、公権力の行使が違法になされることをさすのであり、故意とはその職務の執行についてなされるところが違法であることを自ら知り つつ行うことを意味することは自明である。本来適法にのみなさるべき職務の執行について「違法に他人に損害を加えたとき」ということは、そのこと自体すでに外観上は適法な職務行為と見えるものを予定していることは明らかである。そもそも その違法なことを自ら知りつつ、しかもなお職務執行なりと思惟するということは 厳密にいえばむじゆんであろう。もちろん違法と知りつつも国又は公共団体のため にするとの意識のもとに行動することのあり得ることは否定はできない。しかしこ のようなことはきわめてまれな場合である。むしろ私利をはかり、私欲をみたし、 私怨をはらす等々私の目的のためにする、いわゆる職権の濫用にあたる場合を一般 とすること、世の実情である。国家賠償法が右のまれな場合についてだけ規定し むしろ一般の場合を除外したものと解することはできない。もしもかく解すべきも のとするならば、この法律は国民にとつてはほとんど実際上の効果なき〈要旨第一〉 に等しく、前段説示の憲法の要請にこたえるところなきものというのほかない。さ ればこそ法は故意ある違法</要旨第一>行為にしてしかもそれをもつてし職務執行な りといい得るためには、その公務員がその所為に出づる意図目的はともあれ、行為 の外形においては職務執行と認め得べきものをもつてこの場合の職務執行たりとす るのほかないのである。もちろん同法にいう違法行為は公権力の行使に当る公務員 のしたものでなければならないからその事項についてなんら本来の権限のない者の した行為は、いかにその外形が職務の執行と見得るものであつても、それは同法の 関するものではないことは当然である。また違法な職務執行行為は本来その法令の 根拠を欠き法令の定める手続によらない等法の許さないものであるから、一般的に はその事項につき権限ある者のした行為であつても、その権限の内部的分配、手続 の法定の要件等に違反することによつて違法となるものがあるのであり、これらの 違法の限度が顕著であつてそれ自体行為の外形上も職務の執行と見得ないものもな しとしないであろう。しかしそうでない限り、これらの違法要素は必ずしも行為の 外形上職務執行と見ることを妨げるものではない。してみると結局、当該事項につ いて一般的に職務上その権限あるものについて、そのもつぱら外部に発現した現実 の行為により、その事項についての権限の発動と見得るものは、ここにいう行為の 外形ありとしてこれを職務の執行についてしたものというべきであり、かかる意味 において公権力の行使に当る公務員がもつぱら私の目的のために職務行為の外形を 利用し職権を濫用する場合も同法第一条第一項の要件をみたすものといわなければ ならない。

あるいはこのようなもつぱら私の目的のためにする違法行為については、被害者の救済の必要はともかくとして、これを国又は共団体の責任に帰せしめるにはその帰責事由を欠くとの論もあるであろう。しかし国又は公共団体は公権力を適法に行使するためにのみ公務員にその権限を委ねるのであり、かかる違法を行う公務員には公権力の行使を託してはならない地位にあるのである。しかも一々これを事前に排除することは不可能であるとすれば、かかる公務員の違法行為については国又は

公共団体において責任を負うとすることは公平の観念の要求するところであるとしなければならない。

従来公務員の職権濫用もしくは仮装の職務執行等の行為は、もつぱらその公務員個人の不法行為たるに止まり、国又は公共団体の職務執行行為ではないとしてのまたる傾向のあったことは事実であり、控訴人の引用する最高裁判所の制度を否定する傾向のあったことは事実であり、控訴人の引用する最高裁判の行為を見得る限しては、それが国又は公共団体の行為と見得る限り、国文とはもちろん、事に当った公務員個人の責任もまた否定とはもちろん、事に当った公務員個人の責任もまた否定とはもちろん、事に当った公務員個人の責任もよびこれが、被害者は訴うるにところなしたの目的なのであった。ところなしたのであるとしたのような職権濫用等の行為については、これを公表員個人の行為ということが、その意義を有しめた。違法なかのに賠償責任を帰せしめるとが、その意義をすしめた。違法な代表のであるに適用するのは相当でないとしなければならない。

当日」巡査が非番にあたつていたことは前記のとおりであるけれども、ここにいう非番の日とは要するに内部の事務分配の都合により現実に職務に従事しないで休息を許された自由の時間であるというに止まり、本来もつている職務執行の権限をうばわれたものではなく、非番の日の職務執行がそれ自体無権限のものということはできないのみではなく、現に勤務の命令ないし召集があれば職務の執行に当り得ることは控訴人も自認するところであるから、本件において右」巡査の行為が非番の日になされたということは行為の外形上職務執行ありと認める上になんら妨げあるものではない。

また前記土地管轄の点も、警察官は一定の要件のもとにその土地管轄区域外においても職務を執行し得ることは警察法第五十八条の定めるところであり、現に拳銃発射行為のなされた地点は同法第五十七条により職務執行をなし得べき区域内にあつたものであるから、本件の行為の外形が職務執行にあたるものとするについて差支えはないのである。

はたしてしからば、J巡査の本件行為は国家賠償法にいう公権力の行使に当る公務員がその職務の執行について故意により違法に他人に損害を加えた場合に該当することは明らかであつて、控訴人はこの損害について賠償をすべき義務あるものというべきである。

よってその損害賠償の点について判断する。この点については当裁判所は被控訴人らに与えられるべき慰藉料の数額のみについての判断を除くその余はすべて原判決の理由に説明するとおりに判断するから、原判決の理由をここに引用し、慰藉料の数額については、被控訴人らの身分関係、年齢、経歴、社会上の地位、控訴人の地位、本件行為の性質、及び本件が昭和二十三年三月中に発生したものであって、その後ここに現実に救済を与えられるまでに一般経済事情に変動あることその他本との後ここに現実に救済を与えられるまでに一般経済事情に変動あることその他本といるとわれた一切の事情を考慮し、国家賠償法第四条民法第七百十一条にのつとり、被控訴人Aには金二十五万円、同G、H、I及び本訴提起後に死亡したMに対しては各金六万円をもつて相当とすべく、従つて右Mの相続人であるその余の被控

訴人らについてはその各自の相続分に応じて被控訴八Bは金二万円、同C、D、E、Fは各金一万円の請求権を取得したものといわなければならない。従つて控訴人は本件損害賠償として原判決の認めたもののほかさらに、被控訴人Aに対しては金十五万円、同G、H、Iに対しては各金三万円、同Bに対しては金一万円、その余の被控訴人らに対しては各金五千円及び右各金員に対する本件訴状が控訴人に送達された日の翌日であること記録上明白な昭和二十五年三月十九日から支払ずみにいたるまで年五分の遅延損害金を支払うべき義務がある。被控訴人らの請求中その余の部分は理由のないものとして棄却すべきである。

よつて原判決中「原告らのその余の請求を棄却する」との部分を右のように変更すべく、被控訴人らの請求棄却を求める控訴人らの本件控訴は理由のないものとして棄却すべきであり、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十五条第八十九条第九十二条を適用し、なお仮執行の宣言はその必要がないものと認めこれをつけないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 藤江忠二郎 判事 原宸 判事 浅沼武)